

令和5年度 旭川市社会福祉協議会の事業計画と予算

令和5年度事業計画(重点的事項抜粋)

1 地域福祉の推進のために

地域福祉の計画策定

本会の地域福祉活動計画は、これまで旭川市の地域福祉計画との整合性が確保されるように策定してきましたが、市が令和4年度に制定した「地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例」が施行されたこともあり、次期の計画は、市とより一体的なものとすることを目指し、策定作業を進めます。

地域福祉活動の推進

- 地域福祉を推進する人材の不足が顕著になっていることから、令和3年度から地区社協において設置を試行していた「地区ボランティアセンター事業」について、「地域支えあいのまちづくり推進事業」の対象とします。
- 民生委員児童委員の退任者を対象に、本会が新たに「福祉委員」として委嘱する取り組みを令和5年度は試行的に実施し、課題等を整理して令和6年度から本格実施を目指します。
- 個別の避難計画の策定に地区社協が取り組むことができるよう「地域支えあいのまちづくり推進事業」に新たに計画策定の取り組みを加えます(安心見守り事業における「災害時個別避難計画作成加算」の新設)。

令和5年度資金収支予算

法人全体(総予算額)
627,195千円

社会福祉事業	459,256千円	公益事業	167,939千円
ときわ市民ホール拠点	191,564千円	ときわ市民ホール拠点	29,776千円
相談支援・権利擁護拠点	98,010千円	中央地域包括支援センター拠点	83,778千円
神楽介護サービス拠点	73,094千円	高齢者等健康福祉センター拠点	54,385千円
神楽障害福祉サービス拠点	96,588千円	*詳しい内容は本会のホームページをご覧ください。	



住民会員会費へのご協力をお願いします！

社会福祉協議会が取り組む様々な事業は、市民の皆様からの住民会員会費等によって支えられています。会費を納めることで、地域福祉の支援につながる「住民相互による支えあい」の仕組みです。

一世帯の年額 200円(一口)

100円は旭川市社会福祉協議会の活動に
100円は地区社会福祉協議会の活動に
活用しています。※地区により金額が異なることがあります。

旭川市社会福祉協議会が取り組む事業

ボランティアセンター事業、広報紙「社協あさひかわ」の発行、各種研修会の開催、その他、地域福祉の推進につながる事業

2 安定的な運営基盤のために

自主事業の事業見直し

本会が実施する介護保険事業及び障害福祉サービス事業について、社協としての役割を果たしつつ、収支の改善を図るよう検討を進めます。

法人後見事業の見直し

令和2年度から開始した法人後見事業については、対象者の拡大と収支の改善を図るため、財産要件等の見直しを行い、法人後見につながる見守りサービスや金銭管理等に加え、対象者が亡くなった後の葬儀、家財処分等も包括して受任できるよう、順次事務の拡大を図ります。



社協 はじまりは あなたの笑顔から

あさひかわ

このページは、
赤い羽根共同募金の
助成を受けています

共同募金運動期間
10月1日～12月31日



ご意見・ご質問を募集
しています！「旭川市
社会福祉協議会」まで

社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会

<https://www.asahikawa-shakyo.or.jp>

【5条事務所】〒070-0035 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階

TEL 23-0742 / FAX 23-0746 Eメール kikakusoumu@asahikawa-shakyo.or.jp

【神楽事務所】〒070-8003 旭川市神楽3条4丁目1-18 TEL 60-1755 / FAX 60-1790



新会長就任のご挨拶



社会福祉法人旭川市社会福祉協議会 会長 桑島保夫

市民の皆様には、平素から本会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。この度、大沼克己前会長の後を引き継ぎ、会長に就任いたしました。旭川市社会福祉協議会の円滑な運営と地域福祉の推進のため、誠心誠意取り組む所存です。今日、新型コロナウイルス感染症の影響や少子・高齢社会の進行で、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、高齢者の孤立や子育てに対する不安、経済的困窮への対応など、地域における生活課題は深刻化し、顕在化しています。旭川市社会福祉協議会では、地域共生社会の実現のため、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指して活動しております。本会の活動は、市民の皆様や関係団体、市などの機関により支えられておりますので、今後とも更なるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年度 市民後見人養成研修開催のお知らせ

受講無料

市民後見人ってどんな人？

市民後見人は、認知症や障がい等で判断能力が十分ではない方を支援する市民のことです。同じ地域の市民が後見人になることで、住み慣れた地域でのきめ細かな後見活動が可能です。制度を必要とする人の立場から、生活を支援するために何が最善かを考えることができる市民後見人は、成年後見制度の新たな担い手です。

市民後見人養成研修受講の条件は？

- 年齢が25歳以上74歳未満(令和6年3月31日時点)であること
- 上川中部1市8町に居住していること
- 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの専門職団体に後見人候補者として登録していないこと
- 説明会及び全ての研修カリキュラムの参加が可能であること
- 研修修了後、市民後見人として活動できること 等

市民後見人養成研修説明会

令和5年7月27日(木) 午後6時から

「市民後見人養成研修」の受講にあたって、この説明会への参加が必須となります。※詳細は電話等で問合せください。



令和5年度 市民後見人養成研修日程(予定)

- 基礎講義：9月2日・9日・30日、10月14日・21日(5日間)
- 体験学習：旭川市/10月25日、8町/各自治体による
- レポート：受講前と受講終了時

お問合せ先

旭川市社会福祉協議会 旭川成年後見支援センター

旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階

Eメール kouken@asahikawa-shakyo.or.jp

TEL 23-1003 / FAX 23-1118

開設時間 8:45～17:15(月～金曜日)